

色覚異常

馬場 医院 院長
馬場 敏生 先生

2003 年度から学校での色覚検査が非科学的な理由で廃止された。それ以前は学校で検査を行っており、幸いにしてその結果が正常と判断されたならそれでよし、またそうでない人はそれなりの自覚を持つべく指導がなされていた。廃止から 12 年たち、色覚検査をしていない子どもたちが高校を卒業して進学、就職の時を迎えた。そこで何が起こったか。色の認識が他の人たちとは違うと初めて気付いた子どもたちは、そのことだけによって、長年夢見てきた進路を諦めざるを得なかった。

教育現場における差別に当たるとのことで、眼科医会の忠告を無視してきた過ちにより、やく気付いた文部科学省は、今年度から学校での色覚検査を一定の条件下で行ってもよいとの学校保健安全法施行規則の一部改正等についての通達を、本年 4 月 1 日付で行った。

色は赤、緑、青の三原色から成り立つ。それらは網膜の細胞で感知され、網膜細胞に何らかの異常がある場合にはそうでない人と違った色で認識される。その異常は X 染色体といわれる性染色体連鎖による遺伝によって起こる。

ご存じのように、男性は XY、女性は XX の性染色体を持つ。両親とも色覚正常であるが、もし母親が保因者(X')であった場合、遺伝子の組み合わせは、父 XY、母 X'X となり、生まれてくる子どもは YX'、YX、XX'、XX の 4 通りの組み合わせで、男子 2 人のうち 1 人は色覚異常(YX')、女子 2 人のうち 1 人は保因者(XX')となる確率である。このように色覚異常は母方からの遺伝で生じ、男子の 5%は色覚異常といわれている。つまり男子 20 人に 1 人の割合で色覚異常者が存在していることになる。

親も教育者も、このような重大なことから目を背けることなく、子どものことに関心を持つことが大切であり、まずは全生徒、児童は早急に学校や眼科医院で検査を受けるべきである。